

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成28年9月30日

【事業年度】 第41期（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

【会社名】 株式会社アイ・オー・データ機器

【英訳名】 I-O DATA DEVICE, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 細野 昭雄

【本店の所在の場所】 石川県金沢市桜田町三丁目10番地

【電話番号】 (076)260-3377

【事務連絡者氏名】 社長室室長 真田 秀樹

【最寄りの連絡場所】 石川県金沢市桜田町三丁目10番地

【電話番号】 (076)260-3377

【事務連絡者氏名】 社長室室長 真田 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社アイ・オー・データ機器 東京オフィス
(東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年9月28日に提出いたしました第41期（自平成27年7月1日至平成28年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

役員の報酬等

八. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

役員の報酬等

(訂正前)

八. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬限度額は、平成8年9月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役分が年額120万円以内、監査役分が年額15万円以内と決議いただいております。各役員の報酬（賞与含む）につきましては、役員規程に基づいて決定しております。

また、平成28年9月27日開催の取締役会において、当社取締役（業務執行役員に限る）に対し毎月の定期同額給与に加え、翌事業年度において、従来の役員賞与に代え利益連動給与（法人税法第34条第1項第3号）を以下の算定方法に基づき支給することを決議いたしました。

なお、全監査役より当該算定方法につき、適正であると認められる旨を記載した書面を受領しております。

(利益連動給与の算定方法)

1. 利益連動給与の総額は、連結会計年度の税金等調整前当期純利益（利益連動給与控除前、1億円未満切捨て）の0.7%とする。

2. 利益連動給与の総額は15百万円を上限とする。

3. 各取締役への支給額は、別表に定める役位別支給ポイントの総数に占める各取締役の役位別支給ポイントの割合に応じ支給する。

各取締役への支給額 = 利益連動給与の総額 × 各取締役の役位別支給ポイント ÷ 役位別支給ポイントの総数

1 取締役が期中に就任または退任した場合の支給ポイントは、在任月数 ÷ 12 を乗じたポイントとする。

2 在任月数は暦月に従って計算し、一月に満たない在任月は一月とする。

3 連結会計年度末時点または退任時点の役位により支給ポイントを決定する。

4 各取締役への支給額は、1万円未満切捨てとする。

4. 次の場合には利益連動給与を支給しない。

税金等調整前当期純利益（利益連動給与控除前）が5億円未満の場合。

(訂正後)

八. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬限度額は、平成8年9月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役分が年額120万円以内、監査役分が年額150万円以内と決議いただいております。各役員の報酬（賞与含む）につきましては、役員規程に基づいて決定しております。

また、平成28年9月27日開催の取締役会において、当社取締役（業務執行役員に限る）に対し毎月の定期同額給与に加え、翌事業年度において、従来の役員賞与に代え利益連動給与（法人税法第34条第1項第3号）を以下の算定方法に基づき支給することを決議いたしました。

なお、全監査役より当該算定方法につき、適正であると認められる旨を記載した書面を受領しております。（利益連動給与の算定方法）

1. 利益連動給与の総額は、連結会計年度の税金等調整前当期純利益（利益連動給与控除前、1億円未満切捨て）の0.7%とする。

2. 利益連動給与の総額は150万円を上限とする。

3. 各取締役への支給額は、別表に定める役位別支給ポイントの総数に占める各取締役の役位別支給ポイントの割合に応じ支給する。

各取締役への支給額 = 利益連動給与の総額 × 各取締役の役位別支給ポイント ÷ 役位別支給ポイントの総数

- 1 取締役が期中に就任または退任した場合の支給ポイントは、在任月数 ÷ 12 を乗じたポイントとする。
- 2 在任月数は暦月に従って計算し、一月に満たない在任月は一月とする。
- 3 連結会計年度末時点または退任時点の役位により支給ポイントを決定する。
- 4 各取締役への支給額は、1万円未満切捨てとする。

4. 次の場合には利益連動給与を支給しない。

税金等調整前当期純利益（利益連動給与控除前）が5億円未満の場合。

別表 役位別支給ポイント

	役位別支給ポイント
代表取締役社長	5.00
専務取締役	2.50
常務取締役	2.00
取締役	0.80